

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和61年度
	平成14年度
	令和4年度

上尾市農業振興地域整備計画書

令和4年7月

上 尾 市

< 目 次 >

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	7
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第 3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 5	農業近代化施設の整備計画	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関係	18
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	20
4	森林の整備その他林業の振興との関係	20
第 8	生活環境施設の整備計画	21

1	生活環境施設の整備の目標	21
2	生活環境施設整備計画	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	22
第9	付図	23
1	土地利用計画図（付図1号）	23
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	23
	農用地等保全整備計画図（付図3号）	23

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
- (2) 用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、埼玉県の南東部、東京都心から35kmの距離に位置している。市域の東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市、西は川越市と川島町に、北は桶川市とそれぞれ隣接している。市役所の位置は東経139度35分、北緯35度58分となっている。

地域の範囲は、東西10.48km、南北9.32kmで、行政面積は45.51km²を有している。

自然的条件としては、大宮台地の中央部に位置し、起伏も少なく概ね平坦な地形となっている。また、市域の西境には荒川、東境には綾瀬川、中心部には鴨川と芝川が並行して流れている。平均標高は概ね17mで、最も高い地点で約20m、低い地点で約9mとなっている。地質については、荒川、綾瀬川流域に沖積層が見られるほかは、地層の厚さ2～3mに達する、耕作に適した肥沃な洪積層（関東ローム層）となっている。気象は、比較的温暖であるが、冬季は最低気温が氷点下となることもある。また、冬の乾燥した気候の中で12月や1月には日照時間が200時間を超えており、関東平野特有の西風が吹くことも多い。

交通条件については、公共交通では市の中央部にJR高崎線、東部にはJR東北本線と埼玉新都市交通（ニューシャトル）が縦断するほか、バス路線（東武バス等、及び市営の市内循環バス「ぐるっとくん」）が市内各所を結んでいる。道路網は、国道16号が市の南部を、国道17号が市の中央部を通り、県道、市道がこれらと接続しネットワークを形成している。また、国道17号のバイパスの役割を果たす上尾道路の整備も進み、新大宮バイパスや圏央道桶川北本インターチェンジと結んでいる。

本市農業の市場条件としては、市内に埼玉県地方卸売市場上尾市場が立地しているほか、近隣市には埼玉川越総合地方市場や大宮総合食品地方卸売市場などがあり、農産物の輸送には有利な立地条件を有している。さらに、東京大田市場へも約40kmの距離にある。農産物の輸送手段はすべてトラック輸送であり、これら市場向けに野菜や果樹などを出荷している。

本市は、昭和30年代から工場や住宅団地の進出が進み、住宅工業都市として発展してきたことから、野菜や果樹の生産者と消費者が近接し、直接つながりを持てる条件を有している。昭和50年には上尾市農産物直売所なども開設され、JAさいたまなどによる直売所も開設さ

れてきた。

今後も、本市農業が有する有利な立地条件や特性を活かし、全市的な土地利用方針に基づく農業・農村環境づくりをめざす。また、地域農業生産に関わる農用地の計画的な維持・確保に努め、都市農業の振興につなげていく。

なお、土地の移動の構想はおおよそ下表のとおりである。

(単位：ha、%)

	農用地		農業用施設用地		森林原野 (うち混牧林地)		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 令和 3年	622.7	45.6	2.0	0.1	125.0	9.2	174.6	12.8	29.3	2.1	412.4	30.2	1,366.0	100
目標 令和 13年	617.9	45.2	2.0	0.1	127.0	9.3	175.6	12.9	29.3	2.1	414.2	30.4	1366.0	100
増減	▲4.8		0.0		2.0		1.0		0.0		1.8		0.0	

注：現在は令和3年9月11日現在

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地622haのうち、下記1に該当する農用地で、下記2の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地550haについて、農用地区域を設定する方針である。

下記1

- a 集団的に存在する農用地
 - 10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・ 区画整理
 - ・ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ・ 埋立て又は干拓
 - ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・ 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

下記2

- a 次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

単位： ha

地域、地名及び施設等の 具体的な名称又は計画	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	

b 集落区域内に介在する農用地 72ha

c 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に
掲げる農用地 該当なし

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(イ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

<該当なし>

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域における農用地約531haを確保し、農地の基盤整備と流動化を進めながら、地区の特性に合った効率的な土地利用を図っていく。(令和13年)

(表－農用地等利用の方針 その1)

(単位：ha)

区分 地区	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
平方	194.5	193.5	▲1.0	-	-	-	-	-	-
大石	231.8	231.2	▲0.6	-	-	-	-	-	-
上平	123.7	123.3	▲0.4	-	-	-	-	-	-
計	550.0	548.0	▲2.0	-	-	-	-	-	-

(表－農用地等利用の方針 その2)

(単位：ha)

区分 地区	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
平方	0.6	0.5	▲0.1	195.1	194.0	▲1.1	-
大石	1.2	1.1	▲0.1	233.0	232.3	▲0.7	-
上平	0.2	0.2	0.0	123.9	123.5	▲0.4	-
計	2.0	1.8	▲0.2	552.0	549.8	▲2.2	-

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（平方地区、大谷地区の一部）

地区西部の荒川堤外では、区画整理が行われていることから農地の集団化が進み、大型機械の導入による機械化一貫作業が普及している。それ以外の地区においては、耕作道や農業用排水路が未整備であるため、平方地区においてはほ場整備を実施し、大型機械の導入を可能にして米麦、野菜及び飼料用作物を主体とした経営規模の拡大を図り、農地利用を推進する。

(イ) B地区（大石地区）

地区北部の中分、藤波地区と西部の畔吉本村地区は、耕作道や農業用排水路が整備されていることから、大型機械の導入による米や果樹、野菜及び飼料作物を主体とした畑作による農地の高度利用化を図る。それ以外の地区においては、耕作道や農業用排水路が未整備であり未利用農地が点在していることから、米麦、野菜及び飼料用作物を主体とした農業経営の安定化を図るため基盤整備を検討し、農地としての利用を推進していく。

(ウ) C地区（上平地区）

地区東部の須ヶ谷地区と菅谷、平塚地区の一部は、耕作道や農業用排水路が整備されていることから、大型機械の導入による米や果樹、野菜及び飼料作物を主体とした畑作による農地の高度利用化を図る。それ以外の地区においては、耕作道や農業用排水路が未整備であり未利用農地が点在していることから、果樹、野菜及び施設園芸を主体とした地域の実情にあった都市型農業を推進していく。

ウ 特別な用途区分の構想

設定しない

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地区域は、田、畑、樹園地並びに農業用施設用地により構成されている。

その用途別地目の分布状況については、地域ごとに概ね集団化され、全般的に平坦かつ緩やかな傾斜で、田は一部を除き、排水条件に恵まれている。

本市農業は、都市化の進展による営農活動への影響が見られるが、無秩序な農地転用・開発等を防止し、生産資源である農地を活用した長期的な営農を前提とした積極的な保全とともに、環境と調和した整備を推進していく必要がある。そのためにも、関連法制度や計画等も踏まえつつ、今後とも農業生産基盤整備の充実を図っていく。

また、特に農業生産性の向上を図る必要がある地区については、土地改良に対する理解を深めながら、県営ほ場整備事業、地域の実情に応じた土地改良事業を推進する。

ア A地区（平方地区、大谷地区の一部）

本地区は、軟弱地盤の湿田が多く、耕作放棄が目立っている地域である。そのため、排水対策を主体とした基盤整備を実施する必要がある。平方領々家地区は、平成8年度～平成18年度に農村総合整備事業（集落環境型）を実施した。都市住民と農村地域の交流を促進し、地域の活性化を図っていく。

また、西部の荒川堤外地区は乾田であるため、米麦を中心に生産性の高い高度な農業経営を進めていく。

イ B地区（大石地区）

本地区は、北部の中分・藤波地区が平成元年度に、西部の畔吉本村地区が平成3年度に土地改良事業を完了している。その後、中分・藤波地区では、平成8年度～平成16年度に農村総合整備事業（高福祉型）を実施した。

今後は、農村生活環境の充実等を踏まえ、生産基盤の維持、有効活用を図る。

ウ C地区（上平地区）

本地区は、北東部の菅谷・須ヶ谷・平塚地区の一部において昭和63年度に土地改良事業を完了しているが、それ以外については、道路が狭あい排水施設も未整備が多いことから、農村生活環境の充実等を踏まえ、生産基盤の維持、有効活用を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県・（競）農業競争力強化農地整備事業	区画整理 25.9ha	平方	26.2	A	R5～R8

3 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

4 他事業との関連

A地区（平方地区、上野地区）やB地区（大石地区）の藤波中分・領家地区などの中小河川改修ならびに国道17号上尾バイパスなど生活改善につながる基盤整備により、農村地域の生活環境や農産物流通ルートを改善することで、農業農村整備事業による事業効果を加味しながら安定した都市型農業を確立していき、経済状況を考慮して土地の在り方を検討していく。また、市民の農業とのふれあいを深めるため、市民農園、観光農園、体験農園等についても積極的に推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図るため、農用地等の保全に関する事業や活動を継続的に実施する必要がある。

農用地は、最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復は困難となる。将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくとともに、農業・農村の有する多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地の荒廃を防ぎ、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保し、農地の有効利用を推進する。

さらに、農業者、農業従事者の高齢化等を背景に増加傾向にある遊休農地対策として、農地の利用状況の把握に努め、農地中間管理事業等を活用し、担い手への利用集積を促進し、農用地の保全に向けた多面的機能支援事業などの取り組みを支援していく。

一方で、隣接地を耕作する農業者等への農地利用の斡旋も、大きな効果を挙げるには至っていない。

今後は、農業委員会等と連携しつつ、農地中間管理事業の活用や担い手への集積等を通じた農地の有効利用・保全を促進していく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
多面的機能支払交付金	環境保全 (平方西部環境保全会)	平方西部	26.2	1	
多面的機能支払交付金	環境保全 (藤波地区環境保全会)	藤波	9.6	2	
多面的機能支払交付金	環境保全 (中分地域環境保全会)	中分	14.7	3	
多面的機能支払交付金	環境保全 (瓦葺水田環境保全会)	瓦葺	6.1	4	

3 農用地等の保全のための活動

ア 農用地の保全活動の実施

優良農地を維持管理する目的で、農業者、農業関係機関・団体が協力し、地域の実情に応じた農用地の保全活動を推進する。

イ 認定農業者等担い手への利用集積

農地所有者の耕作再開を促すとともに、農地中間管理事業等を活用し、認定農業者等の担い手や新規就農者への利用集積を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業生産を担う農家は、農業経営の発展をめざし、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得水準を実現できるよう、経営感覚の優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、魅力ある農業の確立を図る。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 (a)
個人経営	主穀複合	13.6ha	水稲 8.0ha 小麦 5.0ha 露地野菜 0.6ha	38	480
	施設野菜複合経営	0.3ha	ガラス温室 0.3ha (トマト、キュウリ、キウイフルーツ)	11	-
	露地野菜複合経営	1.8ha	ホレンソウ、サトイモ、エダマメ、ネギ、ダイコン、その他 1.8ha	27	20
	なし複合経営	2.0ha	露地なし 1.0ha (幸水、豊水、新高) 水稲 1.0ha	46	-
	観光ぶどう経営	1.8ha	露地ぶどう 0.8ha (巨峰、ヒメロッドシードレス) 水稲 1.0ha	33	-
	酪農経営	10ha 経産牛 40頭	乳用牛 50頭 飼料用作物 10.0ha (イタリアンライグラス、ソルガム)	29	20
	バラ経営	0.3ha	鉄骨アクリル温室 0.3ha (バラ 0.3ha)	2	--
	鉢物経営	0.3ha	鉄骨アクリル温室 0.2ha ビニールハウス 0.1ha (シクラメン 0.2ha インパチェンス 0.2ha その他 0.1ha)	12	
	植木苗木経営	1.5ha	ミスト温室 100㎡ 育苗ハウス 600㎡ 苗木 1.0ha (ハナミズキ、トウダナンツジ、ベニカナメチ、ツバキ他) 養成木 0.5ha (シラカシ、ケヤキ、ハナミズキ、トウダナンツジ、他)	14	14
	野菜直売経営	2.0ha	露地野菜 2.0ha (トウモロコシ、ダイコン、ハクサイ、甘薯、サトイモ、ブロッコリー、ネギ)	40	20

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

魅力ある農業経営をめざすため、地域農業集団や農業生産組織を基礎とした農地利用集積、農業機械利用の共同化等とともに、農地流動化、農作業受委託の推進によって、規模拡大及び農地の効率的利用を図り、地域全体として、生産性の高い都市近郊農業の確立を図る。

＜水田ほ場の汎用化＞

水稻、麦、大豆、飼料用作物等を中心とした土地利用型農業の活性化と耕地利用率の向上によって、農地の効率的な利用を図っていくため、水田ほ場の汎用化を推進する。

＜農業経営の指導育成、農地の効率的利用＞

経営規模の拡大及び農地等の集団化による生産性向上を図るとともに、地域農業集団や農業生産組織の育成強化に向け、農業関係機関が一体となり指導協力体制の確立に努めるとともに、他産業従事者と均衡する所得が期待できる農業経営の指導育成、農地の効率的利用を推進する。

＜農地利用集積＞

農地の有効利用を図るため、農業経営基盤強化促進事業による農地の流動化や、農地中間管理事業等の活用により、担い手農家への農地利用集積を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

＜認定農業者の育成対策＞

本市の農家人口や農家戸数は減少傾向にあり、今後も農業従事者の高齢化や都市化の進展によって、こうした傾向は続くものと考えられる。

特に、露地を主とする土地利用型農業は、収益性の高い施設型農業に比べ担い手不足が深刻となっている。このため、本市農業の中心的担い手であり、経営規模の拡大や経営管理方法などの改善に向けた推進役となる、認定農業者等の経営発展に意欲的な担い手の育成に努める。

<地域農業集団の育成対策>

担い手を中心とした農家が、農業経営の合理化を図るため、地区内の農用地・機械・施設・労働力等の有効利用を主体とする地域生産組織がある。

今後は、集落単位を基礎とした組織の強化を図り、農用地の利用集積による経営規模の拡大を図る。また、生産の効率化・低コスト化を図り、高生産性で高所得の可能な経営体の育成に努める。

<農業生産組織の育成対策>

生産技術や集出荷の向上を主とする組織、及び農業機械利用を主体とする組織がある。今後は、研修や技術指導等の充実を図り、消費者ニーズの把握、農作業の受委託、農作業の共同化を進め、組織活動を推進する。

また、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合等の農業関係機関との連携を図り、農業経営の規模拡大とともに、農用地の効率的利用を図るための組織育成に努める。

<農用地流動化の推進>

農業経営の規模拡大と農用地の効率的利用を図るため、地域農業集団、農業生産組織に対し広報及びリーフレット等の活用を図り、農用地の流動化についての周知を推進する。

また、農業委員会や農地中間管理事業等の活用により、掘り起こし活動強化を推進するとともに、農地の受委託に係る情報の一元的把握のもと、適切に結びつけにつなげていく。さらに、農地移動適正化あっせん事業、農用地利用増進事業、農用地保有合理化事業を活用した利用権設定を推進する。

<農作業受委託の推進>

利用権設定の推進による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による作業単位の拡大を促進し、利用権設定の推進へとつなげていく。さらに、農作業受委託の推進と一体となり、生産性の高い都市農業の確立をめざした農業経営の規模拡大を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業地域は、都市近郊における農産物の供給地として大きな役割を担っているほか、都市近郊の緑地空間としても重要な役割を担っている。

一方で、農業従事者の高齢化、後継者不足のため、今後は労働力不足がさらに進むと考えられ、農地集積による規模拡大と農業施設の近代化や農業者や組織の育成を図ることが一層重要となる。

米は、水田農業経営確立対策に基づき、集団化による飼料用作物等への転作を推進する。

野菜については、ハウス施設を利用し、高い技術力と効率的な農地利用により多品目の野菜を供給してきたが、今後とも施設装置の高度化による栽培経営を推進するとともに、直売方式により農業経営の安定を図っていく。

樹園地では、なし、ぶどう、キウイフルーツ等の生産が行われているが、効率的な農業経営を行うため多目的防災網の設置や病虫害防除を共同で行う。さらに、農家の経営安定を図るため直売による販売網を広げる。

畜産は、周辺地域の開発や従事者の高齢化等により、農家数及び頭数ともに減少傾向にある。今後は、優良種の導入や防疫の徹底により良質な畜産物の安定供給を図っていく。

また、消費地に近接した立地条件を活用し、観光農園の開設を通じて農家の利益の増進を図るとともに、消費者との対話を重視した情報交換の場ともなっている農産物直売所を活用していく。

ア A地区（平方地区、大谷地区の一部）

土地改良事業を実施した荒川堤外においては水田の汎用化に伴い、転作の推進と農用地の効率的な活用を図りながら、機械化体系による専業経営が行われている。

一方、未整備地区においても、野菜、果樹を中心とした農用地利用がなされているが、今後、地域の実情にあった整備を推進し、主要作物の振興を図るため、高度な施設の導入を促進するとともに、既存施設の有効利用により効率的な集出荷を行っていく。

イ B地区（大石地区）

北部の中分・藤波地区及び畔吉本村地区は、土地改良事業を契機に主穀、施設園芸、植木、飼料作物等の栽培が行われているほか、従来からの畜産を中心とした専業農家も存在する地域である。

しかし、農用地と住宅地が混在している地区もあり、果樹の防疫や家畜のふん尿処理等による近隣住民とのトラブルも生じている。そこで、これらを防止するため多目的防除網の設置やふん尿処理施設の導入を推進する。

また、未整備地区については、遊休農地や耕作放棄地が存在していることから、今後地域の実情にあった方法により土地利用の集団化を推進し、生産や出荷の近代的経営の育成を図る。

ウ C地区（上平地区）

本地区は、土地改良事業を実施した東部の菅谷・須ヶ谷地区を中心に、施設園芸、果樹を中心とした専業農家により収益性の高い経営が行われている。一方、未整備地区においては、地域に適した方法により中核的農家へ農地の集積を図り、近代的経営への移行を推進していく。

2 農業近代化施設整備計画

<該当なし>

3 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

都市化の進展や農業を取り巻く厳しい状況等を背景として、農業従事者の減少が進んでおり、農業の健全な維持発展を図る上からも、新規就農者の育成・確保が重要な課題となっている。このため、農業をめざす人材が意欲を持って就農できるよう、農業後継者育成確保推進対策協議会等関係機関との連携を通じ、適切な農業指導や啓発を促進し、就農者の育成を総合的に推進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

<該当なし>

3 農業を担うべき者のための支援活動

<就農支援>

次代の農業を担う農業従事者を確保していくため、農家子弟をはじめ、他産業からの参入を促進する。

新規就農者の経営発展・定着を図るため、営農計画に対する助言指導、技術指導、農地のあっせん等、就農支援の体制を整備する。

<高齢農業者>

農業従事者の高齢化が進む一方、農業後継者が不足しており、今後ますます高齢農業者が増加するものと予測される。

大規模土地利用型農家や単一経営農家では対応しづらい地域特産作目や、少量多品目経営の担い手として高齢農業者を育成するため、労働・能力を考慮した技術指導や基幹農作業の受委託組織の活用を推進する。

<女性農業者>

農村における女性の農業経営・地域社会への参画を促進し、女性が持てる能力を十分発揮するとともに、農業の担い手としての資質及び地位向上を図るため、地域社会の意識啓発と家族経営協定の締結を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関係

<該当なし>

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	実数	95	27	122	112	18	130	207	45	252
	構成比	37.7%	10.7%	48.4%	44.4%	7.1%	51.6%	82.1%	17.9%	100.0%
自営 兼業	実数	112	68	180	7	1	8	119	69	188
	構成比	59.6%	36.2%	95.7%	3.7%	0.5%	4.3%	63.3%	36.7%	100.0%
日雇・ パート	実数	16	48	64	18	17	35	34	65	99
	構成比	16.2%	48.5%	64.6%	18.2%	17.2%	35.4%	34.3%	65.7%	100.0%
その他	実数	6	4	10	1	0	1	7	4	11
	構成比	54.5%	36.4%	90.9%	9.1%	0.0%	9.1%	63.6%	36.4%	100.0%
総 計		229	147	376	138	36	174	367	183	550

資料：平成28年度上尾市農家意向調査結果

注：農業従事者（過去1年間に農作業に1日でも従事した人）で、農業のほかに仕事をしている人、男367人、女183人の内訳である。家族の状況を含め回答のあったもののみ集計している。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

<集落営農の推進>

集落営農は、集落単位で営農の中心的役割を担う専門的な農家のほか、小規模・兼業・高齢農業者等が相互に補完しあいながら農業を営むものなどがある。いずれも、地域の農業生産活動の維持保全、農地の合理的利用、耕作放棄地の発生防止、機械・施設利用の効率化等の面でも役割を果たしている。

集落営農の形態については、構成員内の役割・機能が未整備なものから、一つの経営体を形成しているものまでさまざまであり、作業分担、施設機械等の所有・利用形態等も多様であるため、より安定した就業環境づくりに向けた農業組織の法人化についても推進していく。

<観光農業の推進>

地元の農産物を活用した特産加工品、美しい田園景観、農村特有の伝統文化などの多様な地域資源を活かした観光農業による都市住民との交流を推進し、経済の活性化、地域の賑わいの創出に貢献していく。

また、農業者が民間企業や他の農業者等と連携することで新たな取り組みが生まれ、観光農業等を軸とした持続可能な農業経営の仕組みづくりに寄与することも期待できる。

<企業立地>

本市では、既存の広域幹線道路に加え、圏央道に接続する上尾道路や高速埼玉中央道路の一部事業化など、道路交通ネットワークのさらなる充実や近隣自治体との包括的な土地利用が見込まれている。広域的な高速交通体系の利点や強みを活かした産業立地の優位性を踏まえながら、産業振興の在り方を検討していく必要がある一方で、農地保全の観点から農業との調和を図りつつ企業立地を推進していくことが求められている。このため、都市型農業施設の設置や企業立地、情報ネットワークの構築、職業能力の開発等を促進し、安定的な就業機会の確保を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

<該当なし>

4 森林の整備その他林業の振興との関係

<該当なし>

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業地域は、都市近郊という立地から都市化の進展が目覚しく、農村地域の混住化と兼業農家の増加、生活様式や住民の価値観の多様化等により環境問題や社会問題が発生してきている。一方、農村地域の生活環境は市街化区域と比べ立ち遅れている地域が多いため、今後地域の特性を生かしながら実情に即した計画的な整備を図り、住みよく安心して暮らせる地域づくりを推進していく。

(1) 安全性

農業農村整備事業が行われていない地域は、道路幅が狭く、未整備な状態であるため、住民の理解を得ながら、防災上の観点からも住民が安心して通行できる集落道整備を進めていく。また、消防水利の確保や防犯対策についても地域住民の連携と組織化を推進し、必要に応じて施設の整備を行っていく。

(2) 保健性

農業振興地域は下水道整備が一部に限定されている。河川等の水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽の整備を推進し水路等の水質浄化に努める。

(3) 利便性

幹線道路及びこれに接続する支線道路等の整備は進んでいるが、集落道については整備の必要がある地域がある。そこで交通障害を防ぐ意味においてもこれらの道路を計画的に整備していく必要がある。

(4) 快適性

各地域のもつ自然環境を保全し、地域住民が憩い、ふれあいなど自然に親しむ機会と交流の場としての環境づくりを推進するため、公園と一体になった施設の整備を検討していく。

(5) 文化性

地域における文化活動及び伝統文化の継承に努め、特色ある地域社会の建設を進め、地域住民の「集い」やコミュニケーションの場を整備していく。

2 生活環境施設整備計画

<該当なし>

3 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

<該当なし>

第 9 付図

1 土地利用計画図（付図 1 号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）

農用地等保全整備計画図（付図 3 号）

別添のとおり